

平成29年度 公益財団法人日本体育協会
公認テニス上級指導員養成講習会開催要項

1. 目的

地域スポーツクラブ等が実施するスポーツ教室の指導や事業計画の立案などにおいて、クラブ内指導者の中心的な役割を担うとともに、広域スポーツセンターや市町村エリアにおいて、競技別指導にあたる者を養成する。

2. 主催 公益財団法人日本体育協会
公益財団法人日本テニス協会

3. 主管 公益財団法人東京都体育協会
(一社) 東京都テニス協会

4. 協力 関東テニス協会

5. カリキュラム

(1) 共通科目 共通科目Ⅰ・Ⅱ (集合講習…14時間、自宅学習…56時間)

※ (公財) 東京都体育協会が主管して実施する。

(2) 専門科目 28時間 (集合講習…20時間、自宅学習…8時間)

※ (一社) 東京都テニス協会が主管して実施する。

※ 共通科目、専門科目それぞれの講習及び試験などの免除措置については、別に定める基準による。

6. 開催期日・開催場所

(1) 開催期日

共通科目：平成29年11月12日(日)・18日(土) 検定試験 26日(日)

専門科目：平成29年11月19日(日)・12月9日(土)・10日(日)の3日間を予定

(2) 開催場所

共通科目：TKP 渋谷カンファレンスセンター

東京都渋谷区渋谷2-17-3 渋谷東宝ビル <JR 渋谷駅 徒歩5分>

専門科目：11/19 東洋学園大学 本郷キャンパス

東京都文京区本郷1丁目26-3

12/9.10 アポロコーストテニスクラブ

千葉県長生郡白子町中里5357-1

7. 受講者

(受講条件)

(1) 受講する年の4月1日現在、満22歳以上の者で、公認テニス指導員の資格を持ち、共通科目と専門科目の両方受講できる者。(共通科目免除者を除く)

(2) 地域においてスポーツ活動を実施しているスポーツクラブ等において年齢、競技レベルに応じた指導にあたるとともに、事業計画の立案などクラブ内指導者の中心的な役割を担っている者。またはこれから中心的な役割を担う者。

(3) 都道府県テニス協会が認めた者

(受講者数)

受講者数は、30名程度とする。

8. 受講申込み

受講申込書に必要事項を記入の上、7月20日までに(一社)東京都テニス協会に郵送にて申込む。

申込先：〒166-0002 東京都杉並区高円寺北3-22-3 デルコホームズ5F

(一社)東京都テニス協会 上級指導員養成講習会 係

9. 受講料

共通科目：共通科目Ⅰ＋Ⅱ 15,120円（消費税込み）ただし共通科目Ⅰ免除者は8,640円（消費税込み）

専門科目：32,400円（消費税込み）（受講料10,800円＋管理事務費21,600円）

（上記金額を基準とし、競技特性、講習会等の事情により変更される場合がある）

※免除・資格審査料については別に定める。

10. 受講者の決定

受講申込書を審査し、受講者として決定通知後、「指導者マイページ」より正式に申し込む。

原則として、他の本会公認スポーツ指導者資格との同時受講は認めないこととする。

(1) 受講有効期限

受講者は原則として受講有効期限内（受講開始年度を含め4年間）に共通科目と専門科目のすべてを修了しなければならない。

なお、期限内に修了しない場合は、その時点で受講者としての権利をすべて喪失するが、専門科目講習会が有効期限内に実施されない場合はこの限りではない。

(2) 受講取消し

受講者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、本会指導者育成専門委員会で審査し受講が取り消される。

11. 講習・試験の免除

既存資格及び本会免除適応コースの履修等により講習・試験の一部または全部を免除することができる。

免除に関する詳細は、「指導者マイページ」(<https://my.japan-sports.or.jp/login>) → 「資格を取りたい」 → 「講習・試験の免除について」 → 「共通科目が免除される条件について」 から確認できます。

12. 検定・審査

講習に基づく、検定・審査は、共通科目と専門科目に区分して実施する。

(1) 共通科目における検定試験は、筆記試験による判定とし、本会指導者育成専門委員会において審査する。

(2) 専門科目における検定は、技能検定を主体に筆記試験などを加えた総合判定とし、各中央競技団体指導者育成担当委員会において審査する。

(3) 共通科目、専門科目のいずれもの検定に合格した者を「公認上級指導員養成講習会修了者」として認める。

13. 登録及び認定

(1) 共通科目及び専門科目の検定に合格し、指導者登録（登録申請書の提出及び登録料の納入）を完了した者に、公益財団法人日本体育協会公認上級指導員「認定証」及び「登録証」を交付する。

(2) 登録による公認資格の有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限が切れる6か月前までに、(公財)日本体育協会あるいは当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない。

（ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる）

(3) 過去に何らかの公認スポーツ指導者資格を取得し現在その資格が有効期限切れになっている場合、本養成講習会を修了しても上級指導員資格を登録できない場合があるため注意すること。

14. その他

本講習会受講に際し、取得した個人情報は、本会及び各都道府県体育（スポーツ）協会、各中央競技団体、各都道府県競技団体が本講習会の受講管理に関する連絡（資料の送付等）及び関係事業を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。

15. 問合せ先

共通科目：(一社)東京都テニス協会 上級指導員養成講習会 係

電話：03-5327-2733 Fax：03-5327-2766（受付時間 平日9：30～17：00）

専門科目：関東テニス協会 普及指導委員会

電話：03-3374-3008 Fax：03-3374-3009（受付時間 平日10：00～17：00）